

焼津市農業委員会 11 月総会議事録

1 日時

令和6年11月18日（月）午後2時 ～ 午後3時15分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	×
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	杢村 輝夫	○	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	11	村松 正二	○	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	×			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第6号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 転用許可後の事業計画変更承認申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 農用地利用集積計画の決定について

第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>17 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 6 年 11 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。 10 番、柏村輝夫委員、19 番、杉本芳郎委員両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 6 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 6 号までを説明】
議長	質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 6 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 6 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 20、及び議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の番号 30 は、関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 20 及び議案第 3 号、番号 30 を朗読後、説明】 本件は、営農型太陽光発電事業のために、農地法第 3 条による区分地上権の設定をするものであります。 まず、営農型太陽光発電事業とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光を電気に変換するパネルを設置し、営農を継続しながら発電を行う事業のことをいいます。 申請地は、静岡県立清流館高校より北東へ約 500m に位置している市街化調整区域内の農地です。申請地の北側及び東側は水路、西側は道路、南側は田であります。 下部の耕作者は、太陽光発電事業の関連会社である法人が利用権を設定し、榊(さかき)を栽培しています。 太陽光発電事業者と営農者が異なる場合は、農地に対するパネルが占める面積について、区分地上権の設定をしなければならないため、本申請を行うものであります。 令和 3 年に当初の申請がなされ、今回はその更新申請となります。 権利の設定面積は、パネル 180 枚分の合計面積 335㎡であります。 土地所有者及び営農者の同意もあり、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。

	以上が、農地法第3条の申請となります。 併せて申請があった農地法5条については、上小杉の農地1,072㎡の内、営農型太陽光発電施設のパネルを支える支柱、引込柱、パワコン支柱の断面積0.28㎡について、耕作ができない部分となることから、一時転用するものであります。 審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「一時転用」に該当する案件であり、転用期間は3年で、その転用期間は適用の範囲内であります。 また、現段階の榊(さかき)の生長を確認したところ、平均して約80センチ、個体差によって若干のバラツキがありますが、今後4・5年目には約200cmに生長し、6年目くらいから収穫できる見込みであり、概ね計画通りとなっております。 収穫については県内他地域のサカキの収穫と同等が見込めること、太陽光パネルの撤去費は、借人が負担するという合意がなされていること、事業実施の確実性もあることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 19番	詳しい説明は事務局から話があったとおりです。 営農型太陽光発電の申請であり、地区委員で現地の確認をしたところ、草刈もされており、管理されていることを確認しました。 また、11月8日にヒアリングをし、計画書と比べ実際の株数は10本足りませんでした。その分について今後植栽することを確認し、地区審査では許可相当であると考えました。 ご審議をお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号20、及び議案第3号の番号30を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号の番号20、及び議案第3号の番号30は許可することに決定しました。 次に、議案第1号、番号21を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号21を朗読後、説明】 申請地の場所は、グランリバーより南へ約100mに位置している市街化調整区域内の農地であります。 譲渡人は、市外に住んでおり、自宅が申請地から離れているため、現在、休耕地となっていて、申請地の近隣に住む譲受人が専業農家として大規模

	に農業経営を行っており、規模拡大のため売買の合意が得られ、今般の申請に及んだものであります。譲受人は、申請地にてパパイヤの栽培を行う予定とのことであります。 譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 8 番	写真のとおり、両側が宅地である土地となります。 申請地は畑であり、パパイヤの栽培が予定されています。周辺農地に与える影響は無いと思われ、本人の自宅は圃場から 1 0 0 m 以内にあり、管理も見込めます。 現地調査の確認、地区審査では許可相応と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 2 1 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 2 1 を許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号 1 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号、番号 1 を朗読後、説明】 申請地は、航空自衛隊静浜基地から東へ約 5 0 0 m に位置している第 3 種に該当する農地です。 申請地の北側は道路と宅地、東側は宅地と水路、南側・南西側は田であります。 本件は、下小杉の農地について、計画者が令和 6 年 8 月総会で太陽光発電施設敷地として農地法第 5 条の許可を取りましたが、敷地内への駐車場 1 台分の確保に伴い、パネル数を 172 枚から 168 枚への変更すること、また盛土の高さについては、静岡県の高土等の規制に関する条例の敷ならしの盛土の高さ 3 0 c m 未満に抵触しないよう 2 9 c m 以下に変更したいという申請であります。出力電力については変更ありません。 審査したところ、計画内容の軽微な変更であり、周辺の農地への影響も少ないと判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員	8 月の許可があった申請について、盛土の高さを 2 9 c m 以下にする事業計画

29番	変更承認申請がありました。また、手前にある道路は普通車が1台しか通れない幅員であり、駐車をするスペースを確保するため、計画を変更するという内容です。 変更も軽微であることから、地区審査では許可相応と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号1を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号1を許可することに決定しました。 次に、議案第2号、番号2を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号2を朗読後、説明】 申請地は、航空自衛隊静浜基地から東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。 申請地の北側は田、東側及び南側は用悪水路、西側は道路であります。 本件は、先ほどの案件と同様の太陽光発電施設の事業計画の変更であります。下小杉の農地について、計画者が令和6年7月総会で農地法第5条の許可をとりましたが、敷地内への駐車場1台分の確保に伴い、パネル数を196枚から192枚への変更すること、また盛土の高さを先ほどと同様に29cm以下に変更したいという申請であります。出力電力に変更はありません。 審査したところ、計画内容の軽微な変更であり、周辺の農地への影響も少ないと判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 29番	7月の許可があった申請について、先ほどの番号1と同様の内容で、事業計画変更承認申請がありました。 変更も軽微であることから、地区審査では許可相応と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号2を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号2を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可について」の番号28を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号28を朗読後、説明】

	申請地の場所は、静岡福祉大学より西へ約 500 m に位置している第 3 種農地です。 本件は、中根新田の農地について、資材置場、車両置場敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、現在藤枝市で一般民間土木工事、建設機械車両仮設材賃貸を業としており、この度、焼津地域への業務拡大に伴い、資材置場、車両置場の適地を探していたところ、農地所有者の承諾を得られたことから、今般の申請となったものです。 申請地の北側・西側は道路、東側は農地、南側は宅地であります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。転用面積は適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 25 番	ただいま事務局から詳細な説明があったとおりです。 11 月 2 日に、大富地区委員全員で現地調査を行いました。 申請地は 6 月に太陽光発電事業で農地法許可申請があった土地であります。が、周辺住民の同意が得られず取り下げられた経緯があります。 農地との間には被害防除施設が設置され、敷地内には植栽もあり、安全・環境面にも配慮がされております。 他の農地に与える影響も少ないことから、地区審査では許可相応と考えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 28 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 28 を許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、番号 29 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 29 を朗読後、説明】 申請地の場所は、市立大井川東小学校より南へ約 150 m に位置している第 3 種農地です。 本件は、宗高の農地 299 m² について、分家住宅として利用するために転用したいという申請であります。 使用借人夫婦は、市内のアパートに居住しておりますが、家族が増えたときに現在のアパートでは手狭になり、また両親のサポートをするため、実家に隣接する申請地での住宅建築を希望したものです。 申請地の北東側は農地、南東側は道路、南西側及び北西側は宅地であります。

	審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。転用面積は適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 なお、北西側の農地については、田から畑への転用を予定しているとのことであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 16番	この案件は、譲渡人の娘夫婦の分家住宅の申請であります。 11月3日に地区委員全員で現地調査を行いました。 農業に与える影響は軽微であります。 懸念事項として、分筆後横に残ってしまう農地について、越境して生垣が生えてしまっていたこと、駐車場スペースとして1台分程度が埋め立てられていたことがありますが、指導後、是正がされましたため、問題ありません。現地調査で農地への復旧の確認が取れました。 以上、地区審査では許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号29を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号29を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、番号31を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号31を朗読後、説明】 申請地は、航空自衛隊静浜基地から東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、下小杉の農地について、太陽光発電敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、太陽光発電事業を行う法人ですが、事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、譲渡人においては高齢で耕作困難となっていたことから本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は田、東側及び南側は用悪水路、西側は道路であります。 先ほど、事業計画の変更申請のあった案件と道路を挟んだ向かい側の土地となります。 審査したところ、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 29番	事業計画変更承認申請の番号2の土地と道路を挟んだ向かいにある土地となります。隣接地に農地は無く、現場の様子としては、耕作がされておらず、定期的に草の管理だけされているような農地であります。 事業者から詳細な説明があり、申請に至ったとのことでした。 周辺農地に与える影響は少なく、地区審査では許可相当と考えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
地区委員 11番	質問です。この案件と先ほどの議案第2号番号2で事業計画変更承認申請があった太陽光発電の土地を合わせると約2000㎡であり、大規模な土地利用となりますが、開発許可にあたるのでしょうか。
事務局	今回の申請があった土地は、道を挟んでいるため、別々の計画ということになります。そのため、それぞれの土地利用の面積が1,000㎡を超えない場合には、都市計画課での土地利用承認申請には該当しません。
議長	その他に質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号31を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号31を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、番号32を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号32を朗読後、説明】 申請地の場所は、大井川河川敷陸上競技場より北へ約150mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、西島の農地1,667㎡について、事業所用駐車場として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、東側農地を挟んで本社があり、軟弱地盤に使うパイル型枠等を作っている法人であります。現在の従業員駐車場が狭いこと、また工場増設計画に伴い、従業員や外注用駐車場が必要になることから、譲渡人の合意を得て申請に及んだものであります。 申請地の南東は田、南西側・北西側・北東側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 8番	11月5日に、委員3名で現地調査を行いました。 申請地の東側にある法人が駐車場敷地として利用するという申請となります。

	現地調査も行い、周辺農地に与える影響も軽微であると考えられますので、地区審査では許可相当と考えました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号32を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号32を許可することに決定しました。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号を朗読後、説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 本議案に関係する、委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第5号を朗読後、説明】
議長	説明が終わりました。 それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第5号を承認することに決定しました。 それでは、退席されていた委員の入室を 認めます。 【入室】 以上をもちまして、令和6年11月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。